



が自宅から〇〇区のマンションに転居した。亡Aは、平成〇年〇月〇日に請求人からの不在申出により、住民基本台帳からその住所が職権抹消され、同日、請求人が世帯主を請求人とする世帯主変更届を提出し、請求人が世帯主となった。請求人は、実家の経済的援助の下、Cを養育していたが、昭和〇年〇月に実父が死亡したため、飲食店で働いて実母とCとの家計を支えてきた。その間、亡Aからの音信は何もなかった。

(5) 亡Aは、a社勤務当時、a社厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であった。亡Aが退職時に提出した第一種退職年金給付裁定請求書に不備があり、これが補正されないまま亡Aが所在不明となったため、その処理が未了となっていた。請求人は、亡Aが所在不明となってから〇年を経過した後に、〇〇家庭裁判所に対し、亡Aの失踪宣告の申立てをしたが、亡Aが生存している可能性が高いとの指導があったことから、この申立を取り下げた。その後、基金が、厚生省及び〇〇〇〇〇社会保険指導部等の指導を受けたことに基づき、請求人は、昭和〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所に対し、亡Aを不在者として、不在者財産管理人として請求人を選任するとの裁判を求めて、不在者財産管理人選任の申立てをした。

(6) ア 一方、亡Aは、家族の下を出奔して、昭和〇年〇月〇日にa社を退職後、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の適用事業所に雇用され、転職を2度重ねた上、昭和〇年〇月〇日に〇〇市〇区内のc社（以下「c社」という。）に勤務し、平成〇年〇月〇日に退職して、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後は、同年〇月からd社に雇用されて働いていたが、厚生年金保険の被保険者となったことはない。なお、その間の亡Aの住所は〇〇市内にBが昭和

〇年〇月以来賃借しているアパート〇〇荘に定められており、〇〇荘でBと同棲していた。なお、亡Aは、Dという偽名を使用していたが、厚生年金保険関係は本名での履歴が記録されており、健康保険上はDの偽名が使われ、Bはその妻として登録されていた。

イ 亡AとBは、昭和〇年ころから親密な仲となり、その頃から亡Aが〇〇荘に出入りしており、亡Aは、出奔後は、〇〇荘でBと同居して、生活をともにしていた。生活費は、亡Aが負担し、Bが家事に従事していた。もとより、亡Aは、Dとの偽名を使っていたが、Bに対し、妻と男の子一人がおり、妻との婚姻関係は破綻しているが、子のために離婚はしていない旨を話していた。Bとしても、亡Aに対し、入籍を強く求めているが、亡Aは、妻の籍が抜けないので入籍はできないが、籍にこだわることはないし、入籍こそしていないものの、自分たちは夫婦であるし、世間には自分たちのような夫婦もたくさんいるなどと言い続け、そのままに推移していた。なお、亡Aが所持していた年金手帳には、「厚生年金保険 記号〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇 初めて被保険者となった日 〇. 〇. 〇」「氏名 D 生年月日 昭和〇年〇月〇日生」と記載されていた。これは、初めて被保険者となった日が出奔後に初めて雇用された日の記載となっている点及び氏名がDとなっている点を除いては、亡Aの厚年資格記録（共通）と一致している。

ウ 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇荘において、急性虚血性心疾患のため死亡し、検視の過程で、Dが偽名であり、同人が本籍地を「〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番地」とする亡Aであり、住民基本台帳法上の住所も平成〇年〇月〇日に職権抹消されて

いることが判明した。亡Aの死亡届は、翌〇日に〇〇荘の家主であるEにより、〇〇市長に提出された。

エ 請求人は、平成〇年頃、以前から気に掛けていた亡Aの消息を尋ねて同人の実家を訪ねたところ、亡Aの兄の妻から、亡Aは、〇〇で既に死亡し、遺骨は実家の墓地に埋葬してあるとの話を聞かされた。

- 2 上記認定の事実によると、亡Aは、昭和〇年〇月に出走して所在不明となって以来、同月及び翌〇月にかけて2回送金してきたのみで、その死亡に至るまでの約〇年〇月の長きにわたり、請求人はもとよりCとの音信も交通も断って、その所在をくましましたまま、〇〇荘においてBとともに棲んでいたものであり、その間、就業していたものの、それにより得た収入を請求人及びCの生活を維持するための費用としては全く使用せず、もっぱら、Bとの内縁の夫婦関係維持のために使用していたものであると認められる。

その間の請求人は、実家の近くに身を寄せ、実家の経済的援助を受けながらCを育て上げ、昭和〇年〇月の実父死亡後は、飲食店で働いて実母とCとの家計を支えてきたことが認められ、亡Aの所在不明の間、亡Aの収入によって生活を維持していたという事情がなく、相互扶助の関係も途絶えており、社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいたということとはできないのであって、亡Aと請求人との関係は、法律上の婚姻関係にありながら、請求人は亡Aの所在を知らず、経済的に亡Aに依存することなく、亡Aから独立して家計を営み、生活を維持してきたものということができ、一方、亡Aは、法律上の婚姻関係にある請求人を悪意により遺棄した上、Bと生計を一にして、相互依存関係の下において内縁の夫婦関係を営んでいたものことができる。

そうすると、請求人は、亡Aにより悪意で遺棄されたものであり、亡A死亡の

当時、亡Aにより生計を維持したものとはいえない。

- 3 なお、請求人の主張中には、請求人は、失踪宣告の申立てをし、裁判所の指導に従って、これを取り下げたのであるから、亡Aについては失踪宣告を受けた被保険者と同様に、行方不明となった当時における生計維持要件を判断すべきである旨主張する部分があるが、亡Aは、失踪宣告により死亡したとみなされた者ではないし、そもそも、請求人は、失踪宣告申立取下げ後に、亡Aが死亡しておらず、存命していることを前提として、不在者財産管理人選任の申立てをしていることからしても、上記主張は失当というほかない。

- 4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人は、亡Aの死亡の当時、亡Aによって生計を維持した配偶者ではないというべきであるから、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

よって、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。